

輸入穀類等検疫要綱（昭和46年 2 月 6 日付け45農政第2628号農政局長通達）新旧対照表

改 正 後	現 行
（検査の場所） 第 6 検査を行う場所は、当該穀類等が輸入された規則第 6 条第 1 項第 1 号の港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）の別表の第 1 に掲げる港の区域をいう。）内又は当該穀類等が輸入された規則第 6 条第 2 号及び第 3 号の飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。ただし、第 5 ただし書の規定により検査を行う場合は、港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。）が定めて公表した区域をいう。）内の植物防疫官が指定する場所とする。	（検査の場所） 第 6 検査を行う場所は、当該穀類等が輸入された規則第 6 条第 1 項第 1 号の港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）の別表の第 1 に掲げる港の区域をいう。）内又は当該穀類等が輸入された規則第 6 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項の飛行場内の植物防疫官が指定する場所とする。ただし、第 5 ただし書の規定により検査を行う場合は、港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。）が定めて公表した区域をいう。）内の植物防疫官が指定する場所とする。